内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

	提案区分		Hote-T				判库の記簿 間反応少	
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
137	B地すの対象を受ける。		災害対応時における 包括的な適用除外措 置	災害対応に係る平常時の規制 の適用除外にあたっては、災害 対策基本法第8条の20た86条 の5に規定された限定的な適用除外ではなく、包括的な適用除 外措置を規定すべき	【制度改正の必要性】 平成5年の災害対策基本法改正においては、臨時に避難所として使用する施設の構造等に係る 平常時の規制の適用除外が新たに規定された(第86条の2~86条の5の新設)が、個別法レベル の限定列挙に留まっている。 災害は、いつも新しい顔、違う顔でやって来る。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時に は想像のつかない事態に遭遇するもの。しかし、平常時の規制は、法律だけでなく政省令で無数に 定められている。 緊急時対応の場面において、政省令を含めた一連の規制をクリアするためには、"包括的な"適用 除外措置が可能となるような仕組みが必要である。 【制度改正の内容】 現場の最前線に立つ地方公共団体による迅速かつ適切な災害対応を可能とするため、法律及び 政省令を一時停止・緩和するような包括的な規定、緊急時対応の規定を設けるべき。 【国の施策との関連】 「防災対策推進検討会議最終報告」(H24.7.13) 39ページにおいては、今後重点的にとりくむべき事 項の一つとして、各種規制に係る災害時の緩和について言及している。	災害対策基本法第86 条の2から第86条の5 まで	内閣府	新潟県
138			災害教助法に係る教 助の程度、方法及び 期間の地方委任	災害教助法について、教助の程度 方法及び期間については、 地方の主体的な判断で決定でき るようにすべき	【制度改正の必要性】 災害教助法第4条第3項では、教助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は政令で定めるとされている。同法施行令第3条第1項では、内閣総理大臣の定める基準に従い都道府県知事が定めるとされ、同条第2項では、内閣総理大臣の定める基準に従い都道府県知事が定めるとされ、同条第2項では、内閣総理大臣の定める基準での教助の実施が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で定めることができるとされているが、地域の実情に応じた教助を、地方公共団体が主体的に、かつ、より迅速に実施する必要がある。 【支障事例】 同法に基づく応急教助の内容等については、内閣総理大臣による一般基準が定められている。災害の態様に応じ、この一般基準では適切な教助を実施することが困難な場合は、国と相談の上、特別基準の設定が可能とされているところ。しかしながら、特別基準の協議等による国の関与が、地方公共団体による迅速かつ適切な災害教助の支障となっている。 【懸念の解消策】 国による関与は、例えば、精算監査等の事後チェックで救助の実施を確認することにより、事後的に責任を果たせるのではないか。【制度改正の内容】 地方が地域の実情に応じて主体的に救助できる仕組みを検討すべき。 【国の施策との関連】 「防災対策推進検討会議最終報告」〈H24.7.13)16ページにおいては、各種救助に関する実施基準について、地方公共団体が個々の災害に適切に対応できるよう、より使い勝手の良い制度に改めるべきである旨言及されている。 【支障事例】 東本大震災における石油不足 → このような非常時に際しては、緊急輸入のために製品規格を(成分基準)を緩めることも考えていただけないか(「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の規格経和)		内閣府	新潟県

	提案	区分	40 da da ar				地方の子体 見て立か	
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
245	B地する規制		総合特区推進調整費 の使途等に関する基 準の要件緩和	て、総合特区の目標実現に向けて、地方の実情に応じた柔軟か つ継続性をもった取組みを推進するため、直接、指定地域へ交付する制度を創設し、調整費を 複数年に渡って使えるよう規制 緩和すること。		総合特別区域基本方 針、総合特区推進調 整費の使途等に関す る基準について	内閣府	兵賀府府県県市市域東、大、、、、、、、、連県、、、、、、、、連県、、原阪取島都阪西のおり、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
249	B 地すする規利	祉	幼保連携型認定ことも園の学級編制(営に 関係及び運見値し 関する基準の見値し	面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等に関する事項等について、従うべき基準とされているものを、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、各市町ごとに就学前の教育・保育の量の見込と提供体制の確保時期等を定めることとされている。また、地方創生の中では、若い世代が安心して結婚・妊娠・子育でできるよう切れ目のない支援が求められている。 【支障事例等】 認定こども園における保育室の面積や食事の提供方法などについては、従うべき基準とされており、地域の実情に応じた基準等を定めることができない。そのため、都市部では、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難となっているほか、乳幼児が減少する都部や離島では、自園調理から外部搬入への切り替えができないでいる。 ある私立保育所では、幼保連携型認定こども園への移行に併せて園舎を建て替える際、公立保育所と同様に全での子どもへの給食提供の外部搬入が認められるのであれば、必要最小限の調理施設の整備にとどめたいとの意向を持っていた。しかしながら、私立保育所は、上記の特例が認められないため、3歳以上の子どものみ公立の給食センターからの外部搬入を実施することと、満さ歳未満の子どもについては、これまでどおり給食設備を整備し、調理員を配置せざるを得なかった。 【効果・必要性】 私立幼保連携型認定こども園の満3歳未満の子どもについても外部搬入が認められれば、公立の給食センターの運営の安定化につながる上、私立幼保連携型認定こども園の運営の効率化にもつながることとなる。	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合 の教徒供の推進に関 する法律第13条第2項		兵賀府府県県県関合東県、大和島徳塚広広、大島・徳塚広広、大田島徳塚広広、西田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田

管理番号	提案 区分	区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
264			要件の緩和	用児童の定員数が2名以下の場合は看護師等1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和すること。	地方創生の取組みの中で、女性の活躍が期待されているが、人口減少地域においては、保育士や看護士の人材が少ない状況である。	子ども・子育で支援交付金交付要素実施要無限。 子子 表表 美加州 医多种 医多种 电电子 医多种		兵都府県、大歌島県大歌島県大歌島県大歌島県大歌島県大歌島県大歌島県大歌島県